

大口町工場用地等情報提供事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町内にある工場等の立地に適した土地又は適法に工場等の敷地に供している土地及び建物に係る情報を登録し、これを広く第三者に提供することにより、企業立地の促進を図り、もって本町経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場用地等 町内において工場、倉庫、事務所等（以下「工場等」という。）の利用に供するため売却又は賃貸を予定している次の土地又は建築物をいう。
 - ア 市街化区域内における用途地域が工業地域に所在する土地
 - イ 工業地域以外の土地で都市計画法（昭和43年法律第100号）の許可、建築基準法（昭和25年法律第201号）による確認等を受けて、適法に建築された工場等の敷地として供している土地
 - ウ ア又はイの土地に附属する工場等の建築物
- (2) 登録 工場用地等の情報を大口町工場用地等情報提供事業に登録することをいう。
- (3) 登録地 登録された工場用地等をいう。

(登録することができない工場用地等)

第3条 工場用地等が次に掲げる場合に該当するときは、登録することができない。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）、都市計画法、建築基準法その他の法令（愛知県及び町の条例及び規則を含む。）に違反し、又は違反するおそれがある場合
- (2) 宅地建物取引業者にその工場用地等の売却若しくは賃貸の媒介又は代理を依頼している場合であって、当該宅地建物取引業者との契約に違反し、又は違反するおそれがある場合

- (3) 次条に規定する登録の申込みの内容に虚偽の記載がある場合
- (4) 情報を第三者に提供することに同意できない場合
- (5) その他情報を提供することが不相当であると町長が認める場合
(登録の申込み等)

第4条 第1条の目的に賛同し、自己の所有する工場用地等について登録を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、工場用地等登録申込書（様式第1）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、工場用地等登録台帳（様式第2）に記載し、登録するものとする。

3 町長は、第1項の申込みに係る登録の可否について、その旨を申込者に工場用地等登録・不登録決定通知書（様式第3）により通知するものとする。

(情報の提供)

第5条 町長は、登録地に係る情報を閲覧、インターネットその他相当と認める方法により第三者に提供するものとする。

(登録期間)

第6条 登録地の登録期間は、第4条第2項の登録があった日から1年以内とする。ただし、登録の継続を妨げないものとする。

(登録の継続の申込み)

第7条 第4条第3項の規定による登録決定の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、前条の登録期間の満了後も登録を継続しようとする場合は、登録期間の満了日の10日前までに工場用地等登録継続申込書（様式第4）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申込みによる登録の継続の可否については、第4条第3項の規定を準用する。

(登録内容の変更等)

第8条 登録者は、工場用地等の登録内容に変更が生じたときは、速やかに工場用地等登録内容変更届出書（様式第5）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに工場用地等登録台帳

の記載事項を変更するものとする。

(登録の抹消)

第9条 登録者は、登録の抹消をしようとする場合は、工場用地等登録抹消届出書(様式第6)により、その旨を町長へ届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに登録を抹消するものとする。

3 町長は、第3条各号に該当する事実が判明した場合には、その登録を抹消することができる。

4 町長は、前2項の規定により登録を抹消したときは、工場用地等登録抹消通知書(様式第7)により、その登録者に通知するものとする。

(交渉)

第10条 登録地の買入れ、賃貸等を希望する者は、自らの責任において登録者と交渉するものとする。

2 町長は、前項の交渉及び当該交渉に係る契約について関与せず、一切の責任を負わないものとする。

(許可等の手続等)

第11条 登録地の買入れ、賃貸等に伴って必要となる許可等については、当事者間において行うものとし、町は手続等一切の関与をしない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則 (平成26年5月30日 大口町告示第52号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日 大口町告示第49号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第4条関係)

工場用地等登録申込書

年 月 日

大口町長 様

申込者 所在地
名 称
代表者氏名

大口町が提供する工場用地等情報に、下記の物件について情報を載せたいので、
工場用地等情報提供事業に登録することを申し込みます。

記

- 1 物件所在地
- 2 敷地面積 m^2
- 3 用途地域 工業地域 工業地域以外
- 4 建物の有無 有 (建築面積 m^2 、延床面積 m^2) 無
- 5 希望価格
売却 円 (m^2)
賃貸 (月額) 円 (m^2)
- 6 照会先
担当部署名 (担当者氏名)
TEL FAX
E-mail
- 7 添付書類 案内図、敷地図面、建築図面等
開発許可書、建築許可書又は建築確認申請書の写し
- 8 確認事項
① 町ホームページ等で情報を公開することに同意します。 はい いいえ
② 消防法、都市計画法、建築基準法等の法令に抵触していません。 はい いいえ
③ 不動産業者等の了解を得ています (仲介等を依頼している場合)。 はい いいえ

様式第2 (第4条関係)

工場用地等登録台帳

登録 番号	登録 年月日	登録地				登録者	照会先	備考
		所在地	地目	敷地面積 m ²	建物面積 m ²			

様式第3（第4条関係）

工場用地等登録・不登録決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長



年 月 日付けの申込みについては、下記のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	登録（継続） ・ 不登録
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 地 の 所 在	
登 録 期 間	年 月 日～ 年 月 日
条 件	
不 登 録 の 場 合 は そ の 理 由	

【注意事項】

- ① 登録地の現況が工場適地でなくなった場合や登録を抹消しようとするときは、工場用地等登録抹消届出書（様式第6）を提出してください。
- ② 登録期間満了後も登録の継続を希望する場合は、工場用地等登録継続申込書（様式第4）を提出してください。
- ③ 登録内容に変更が生じたときは、速やかに工場用地等登録内容変更届出書（様式第5）を提出してください。

様式第4（第7条関係）

工場用地等登録継続申込書

年 月 日

大口町長 様

申込者 所在地
名 称
代表者氏名

大口町が提供する工場用地等情報に、登録地の情報を引き続き載せたいので、工場用地等情報提供事業の登録の継続を申し込みます。

1 登録情報

登録番号	
登録年月日	年 月 日
登録地の所在	

2 登録事項の変更（登録内容を変更する場合）

【確認事項】

- ① 町ホームページ等で情報を公開することに同意します。 はい いいえ
- ② 消防法、都市計画法、建築基準法等の法令に抵触していません。 はい いいえ
- ③ 不動産業者等の了解を得ています（仲介等を依頼している場合）。 はい いいえ

様式第5（第8条関係）

工場用地等登録内容変更届出書

年 月 日

大口町長 様

申込者 所在地
名 称
代表者氏名

下記のとおり登録内容に変更が生じたので届け出ます。

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項 及 び 変 更 理 由	

【添付書類】

変更事項を説明する図面及び資料

様式第6（第9条関係）

工場用地等登録抹消届出書

年 月 日

大口町長 様

申込者 所在地
名 称
代表者氏名

下記の情報の登録を抹消したいので届け出ます。

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
登録抹消の事由	

様式第7（第9条関係）

工場用地等登録抹消通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長



工場用地等情報提供事業に登録されていた登録地については、下記のとおり登録を抹消したので通知します。

記

- 1 登録抹消日 年 月 日
- 2 登録の抹消事由

3 抹消した登録地

登録番号	
登録年月日	年 月 日
登録地の所在	